

小郡市監査委員公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年4月10日に小郡市教育長から、令和8年5月26日、5月28日、5月29日、6月1日、6月15日及び6月30日に小郡市長から、6月1日に小郡市議会議長から定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月8日

小郡市監査委員	高山	晃
小郡市監査委員	立山	稔

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第5号（令和8年2月13日付 スポーツ課）分	 1件
小監公表第21号（令和6年11月25日付 福祉課）分	 1件
小監公表第16号（令和5年5月12日付 財政課）分	 1件
小監公表第5号（令和7年2月4日付 長寿支援課）分	 1件
小監公表第11号（令和7年3月11日付 議会事務局）分	 1件
小監公表第11号（令和6年4月9日付 商工観光課）分	 1件
小監公表第11号（令和8年4月13日付 生活環境課）分	 1件
小監公表第15号（令和4年5月31日付 施設管理課）分	 1件

第2 講じた措置の内容以下のとおり

小監公表第5号（令和8年2月13日付 スポーツ課）分

監査の結果	措置の状況
1. 調定事務について適正な事務処理を求めるもの 小中学校体育施設使用料について、小郡市立学校施設使用許可申請書ではコイン代2,940円となっているが、調定書は30円多い2,970円で起票し、不足した金額について、一時的に職員が立替払を行っていた。 歳入を収入しようとするときは、その収入の根拠を確認、調査し、調定書により調定しなければならない。適正な事務処理を行われない。	小中学校体育施設使用料については、令和7年9月までは、コミュニティーセンターで歳入の処理をしていたが、同年の10月から窓口をスポーツ課に一本化し、スポーツ職員が直接、歳入業務を行うようにしたことに合わせて、適正な事務処理を行うよう徹底している。

小監公表第21号（令和6年11月25日付 福祉課）分

監査の結果	措置の状況
1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 援護業務担当者研修会及び生活保護適正化事業の支援者会議に出席の際、駐車料金の立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。	今後、会議等出張の際に、交通手段を明確にし、適正に事務処理を行うよう徹底する 今後立替払いを行わないように出張命令簿に注意書き文書を添付した

小監公表第16号（令和5年5月12日付 財政課）分

監査の結果	措置の状況
2. 支出命令時に適正な審査を求めるもの 公用車のガソリン代金について、給油する際に使用するガソリンカードの管理及び給油量の把握ができておらず、金額に違算がないかを審査することなく支出していた。 支出命令をしようとするときは、法令、契約その他の関係書類に基づいて、金額に違算がないかを審査しなければならない。請求書の内容を十分に審査した上で、適正な支出事務を行われない。	令和7年度に各課の公用車のガソリンカードの更新を行った。現在は、毎月ガソリンの請求時に請求書に同封される明細書（課毎に車両番号・使用日・数量等が記載されたもの）を各課に配布し、各課が保有しているレシートと突合し、数量等に問題がないか確認した上で支出事務を行っている。

小監公表第5号（令和7年2月4日付 長寿支援課）分

監査の結果	措置の状況
1. 支払事務について適正な事務処理を求めるもの 研修会などへの出席の際、駐車料金について、立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。	研修会などへ出席する際の駐車料金の支出に関しては、地方自治法に基づき、資金前渡により支払いを行っている。

小監公表第11号（令和7年3月11日付 議会事務局）分

監査の結果	措置の状況
1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 第99回九州市議会議長会定期総会出席の際、駐車料金について、立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。	指摘事項について、事務局内で共有を図った。 また、現行法令上の駐車場代の取扱いについて、適正な支出ができるように管理職から職員へ周知・徹底を図った。 今後、立替払を行わないように、出張命令ファイルなどで注意喚起を行う。

小監公表第11号（令和6年4月9日付 商工観光課）分

監査の結果	措置の状況
1. 補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの 買物駐車場事業補助金の交付決定について、補助の目的とならない経費が補助対象経費に含まれていた。 市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。適正な事務手続をされたい。	小郡市商工会と協議を行い、令和7年度から補助の目的とならない経費は、補助対象外として取扱いを行うよう措置しました。

小監公表第11号（令和8年4月13日付 生活環境課）分

監査の結果	措置の状況
1. 緊急修繕工事について適正な事務処理を求めるもの 下記の契約において、緊急修繕工事として、特命随意契約（1社）により実施しているが、年度末の3月に同じ工期、同じ業者で実施しており、通常の修繕工事として随意契約（3社見積り）により実施すべきであったと見受けられる。また、契約業者から緊急修繕工事請書を徴していなかった。 緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事である。内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。また、緊急修繕工事においては、契約業者から緊急修繕工事請書を徴することとなっている。適正な事務処理を行われたい。 ・河北苑控室木製吊り戸修繕工事 ・河北苑授乳室ドア改修工事 ・河北苑駐車場ライン上書き工事	令和8年度以降の河北苑修繕では、緊急を要するかの判断を的確に行い、工事別の契約実務手順に基づき、契約の手続きに留意しながら計画的に修繕工事を実施していく。 令和7年度の類似の修繕工事については、上記内容を踏まえ、適正な事務処理を実施している。 ・河北苑中庭修繕工事 ・河北苑火葬台車耐火物打替修繕工事（4号車）

小監公表第15号（令和4年5月31日付 施設管理課）分

監査の結果	措置の状況
1. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの 駅前モニュメント点検委託契約において、業務委託何決裁日（2021年4月1日）以前の日付（2020年3月4日）の見積書にて契約締結を行っていた。また契約は1者による随意契約としているが、この点検業務は他者でも実施可能と思われ、金額的に随意契約が可能だとしても、1者ではなく3者以上の見積り合わせとすべきであった。 公共調達について、競争性及び透明性の確保が必要であり、市民から疑念を抱かれるようなことはあってはならない。契約事務を行う際には、関係法規及び手引き等を確認し、関係課の指導を受け、適正な処理を行われたい。	監査における指摘を受けて、令和8年度契約より3者による見積り合わせを実施し、適正な事務処理を行った。